令和８年度　狩野ドーム熱中症対策等備品購入仕様書

1　目的

狩野ドームに、夏季の施設利用者の熱中症対策、災害時の指定避難所の熱中症対策及び防寒対策として、移動式空調機、ハイブリット発電機及び送風機を導入する。

2　場所

〒410-3213　静岡県伊豆市青羽根 89 番地

狩野ドーム

3　納入期間

契約日の翌日から令和９年３月 31 日まで

4　仕様

（１）　・品名：移動式空調機　信越空調株式会社ヒエスポ MAC804C 同等品以上

・数量：３台

・規格等

１．電源仕様：単相２００V、３０A

２．消費電力：2.32kW～2.71kW 以下

３．冷房能力：7.1kW 以上

（※省エネのためインバーター制御による 1.3～8.0kW 程度の能力可変が可能であること。）

４．暖房能力：8.0kW 以上

（※省エネのためインバーター制御による 1.2～9.6kW 程度の能力可変が可能であること。）

５．本体重量：180kg 以下

６．消費効率：APF4.9

７．筐体仕様：アルミ製又は、同等品以上

８．オゾン破壊係数：ゼロ

９．排気ダクトセット付き

10. 冷媒ガス：R32

11. 複数のタイマー設定が可能（入切、ウィークリー、ピークカット、切り忘れ　等）

12. 運転モード：冷房、暖房、送風、除湿、自動

13. 構造：吹出口が３箇所以上あること。吹出口排気口ダクトの着脱が容易であること。

14. 構造：暖房除霜水ポンプを内蔵し、冷房時と同じ箇所からドレン排水できること。

15. 体育館アリーナ内での引渡しとする。

16. 移動式空調機のコンセントプラグ、ドレンホース接続作業を含めること。
17. 移動式空調機は、国内製造メーカの製品とすること。
18. 付属品：本体付属ケーブル 3.5sq-3C　2m 付き、ドレンホース接続用 L ホースニップル（1 個）、フィルター（660mm×750mm×2 枚）
19. 納品する移動式空調機の構造は、移動式、固定式（屋内機・屋外機が分離できる）構造であること。
20. 受注者が発注者の確認または、指示を受けずに該当仕様と異なる製品を納入し、発注者から修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。

（2） コンセントプラグ

- 台数：3 台
- ３０A 用　引掛形　プラグ（ゴムカバー付き）

（3） ドレン用ホース

- 数量：3 本
- 水道用ホース　内径 15mm　3m

（4） ハイブリット発電機　株式会社 G＆ECO　ELSONA　GD5000SR 同等品以上

- 品名：LP ガス＆ガソリン可搬型発電機
- 数量：　3 台
- 規格：

1．定格出力は LP ガス 4.5kVA、 ガソリン 5.0kVA 以上であること。
2．燃料は LP ガス・ガソリンの両方に対応していること。
3．出力は単相 AC100V、単相 AC200V があること。
4．サイズは、全長 650mm×全高 600mm×全幅 600mm 以下であること。
5．ガソリンのタンク容量は 13.5L 以上であること。
6．エンジンオイルの容量は 0.8L 以上であること。
7．連続運転時間：50%、負荷時：50kg のガスボンベ使用時は、44 時間以上であること。またガソリン満タン時は 7 時間以上であること。
8．付属品として専用単段式圧力調整器、LP ガス接続ホース（3m）、オイル漏斗、専用バッテリー充電アダプター、アースを付属すること。
9．発電機本体にハンドル（収納式）及び大型キャスターが付いていること。
10. セルによるエンジンスタート機能があること。
11. バッテリーが完全にあがった状態でも、手動でチョークを調整してリコイルスタートが出来ること。
12. オイルが一定量減少した場合、エンジン故障防止のため自動停止する機能があること。

13. 商品本体に操作手順書を付属すること。
14. 電圧調整はインバーター式であること。
15. 一般社団法人防災安全協会の防災製品等推奨品に認証されていること。
16. CO 検知自動停止機能が搭載されていること。
17. 一般社団法人日本陸用内燃機関協会の排出ガス自主規制に適合したエンジンが搭載されていること。
18. 日本国内の事業所にて、発電機の点検・試運転を実施したうえで出荷されていること。
19. 発電機の出荷前点検検査表を提出すること

（5） 送風機

・数量：3台

・規格

1．風量：405 ㎥/m以上

2．羽径：70cm 以上

3．電源：単相 100Ｖ

4．移動用のキャスターの有無：有り

5　電源設置工

・数量：コンセント単相 200V　3口、分電盤：漏電遮断器　30A　3器

・電源設置工にあっては、元請業者又は下請け業者で、電気工事士1種の資格を有する者を配置すること。

・工事は、施設運営時間内に行うこと。ただし、利用者のいない日時を担当者と調整すること。

6　その他

- 設置搬入は、施設運営時間内に搬入すること。
- 入札金額には、納入に掛かるすべての費用を含むこと。
- 納入場所ごとに機器の動作確認をすること。
- 動作確認完了後、各納入場所の職員又は、発注担当者による検収を受けること。
- 保管に不要な梱包材は、持ち帰ること。
- 納入準備が整った製品から順次納入すること。
- 納入する場所の順番や運搬計画については、発注担当者と協議して決定すること。
- 受注者は、機器の納入期限を厳守すると共に、納入にあたっては、事故が生じないよう十分な配慮をすること。事故等が生じた場合は、速やかに発注担当者へ連絡すること。
- 不明な点があれば、発注担当者と協議すること。